

食品安全委員会第1031回会合議事録

1. 日時 令和8年7月21日（火） 14:00～14:25

2. 場所 第一会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「シクロキシジム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロリルピコキサミド」に係る食品健康影響評価について

（2）食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和9年度）（案）について

（3）その他

4. 出席者

（委員）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

（事務局）

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、
國保評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1－1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜シクロキシジム＞

資料1－2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜シアゾファミド＞

資料1－3 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜フロリルピコキサミド＞

資料2 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和9年度）（案）

資料3 食品安全委員会の運営について（令和8年4月～令和8年6月）

6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1031回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1031回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は5点でございます。

資料1－1が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<シクロキシジム>」、資料1－2が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<シアゾファミド>」、資料1－3が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<フロリルピコキサミド>」、資料2が「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和9年度）（案）」、資料3が「食品安全委員会の運営について（令和8年4月～令和8年6月）」。

以上でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「シクロキシジム」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 シクロキシジム評価書案でございます。

右下のページで5ページをお願いいたします。審議の経緯がございます。暫定基準の見直しに関連して、2011年に厚生労働大臣から評価要請のあったものとなります。本年3月の農薬第一専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、5月19日の食品安全委員会において報告し、その後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

12ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございます。構造式は6. に示されたとおりのものでございます。

次のページの8. 作用機序・海外登録状況等に記載がございますとおり、このものはシクロヘキサジオン系除草剤であり、アセチルCoAカルボキシラーゼを阻害し、脂肪酸の合成を抑制することにより作用すると考えられているものでございます。

国内では農薬としての登録がなく、毒性試験の詳細な情報を入手することが困難であったのですが、令和4年に農薬第一専門調査会でおまとめいただいた評価書評価に関する考え方に沿って評価いただいたものです。海外の評価書等を用いて評価を行ったものとなります。

33ページにお進みください。食品健康影響評価の記載がございます。ADIは、ラットを用いた18か月間慢性毒性試験及び2年間発がん性試験の7 mg/kg 体重/日を根拠に0.07 mg/kg 体重/日と設定され、ARfDにつきましては、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験を根拠に妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する値を2 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対しては設定する必要がないと判断されました。

35ページになりますが、こちらに記載がございますとおり、当該評価結果は、海外評価書等の限られた情報の中から評価したものであり、リスク管理機関において、新たな試験結果に関する情報が得られた場合には、評価を見直すことを前提として作成した点に留意する必要があるものと記載をいただいています。

また、ばく露量につきましては、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、39ページに参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

また、最後のページの40ページを御覧ください。評価書の記載の修正がございます。

ARfDの対象につきまして、右側の欄の「妊婦又は妊娠の可能性のある」との記載を「妊婦又は妊娠している可能性のある」と修正させていただきたいと思います。

評価書案につきまして、今御説明したとおり、一部評価書案を記載整備させていただいた上で、専門調査会の結果をもってリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 議事の途中ですけれども、冒頭で発言すべきであった点について追加します。

本日は、春日委員からオンラインでの御出席の申出がありましたので、食品安全委員会運営規程第3条に基づき、これを認めます。

では、議事に戻りまして、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちシクロキシジムの許容一日摂取量（ADI）を0.07 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を2 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対するARfDは設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 続いて、農薬「シアゾファミド」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をしてください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料1－2に基づいて御説明申し上げます。シアゾファミドの農薬評価書（第12版）になります。

右下のページで10ページまでお進みください。第12版関係の審議の経緯となります。パセリへの適用拡大申請があったことを受けまして、本年3月に内閣総理大臣から評価要請があったものでございます。5月の農薬第三専門調査会で御審議いただき、本日、御報告するものでございます。

17ページを御覧ください。評価対象農薬の概要でございまして、このものの構造は、6.に示されたとおりのものでございます。

次のページの8. 開発の経緯にございますとおり、シアノイミダゾール系殺菌剤で、作用機序はミトコンドリア内電子伝達系コンプレックスⅢのQiサイト阻害であり、藻菌類に対して種特異的に作用すると考えられているものでございます。

第12版の改訂に当たっては、植物代謝試験、作物残留試験、亜急性毒性試験、遺伝毒性試験の成績等が新たに提出されました。重版でございまして評価書の内容につきましては、試験成績の追加があった点を中心に御説明申し上げます。

25ページにお進みください。4の（1）の⑤のレタスの植物代謝試験が追加されました。この試験で10%TRRを超える代謝物は認められませんでした。

26ページの（2）の作物残留試験につきましては、国内で実施されたパセリの試験が提出されました。最大残留値の記載が見直されまして、シアゾファミド及び代謝物Bの最大

残留値は、いずれもパセリの茎葉で認められ、それぞれ37.9 mg/kg及び2.95 mg/kgという結果でした。

44ページにお進みください。13. の（２）から（５）の試験が追加されました。アンドロゲン作用、抗アンドロゲン作用、5 α -還元酵素阻害作用を示さなかったとの結果、また、アロマターゼ活性阻害、エストラジオール及びテストステロン産生に影響を及ぼさないとの結果等が得られました。

48ページを御覧いただきまして、2. の（１）のラットを用いた代謝物Bの90日間亜急性毒性試験が提出されまして、無毒性量は本試験の最高用量であったとの評価がされました。

次のページの（２）のラットを用いた代謝物Jの28日間亜急性毒性試験では、最高用量の5,000 ppmで前胃境界部の炎症性細胞浸潤等が認められたとの結果でした。

その下の3. 遺伝毒性試験でございますが、次のページの表37の代謝物Bの遺伝子突然変異試験が追加されまして、陰性の結果でした。

51ページから食品健康影響評価の記載がございます。1つ目のパラグラフに、第12版の改訂に関する追記がされています。ばく露評価対象物質につきましては、このページの一番下のパラグラフに記載がありますとおり、農産物中のばく露評価対象物質をシアゾファミド（親化合物のみ）と設定したとされ、前版からの変更はございませんでした。

また、ADI、ARfDにつきましては、ADIはラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量17.1 mg/kg 体重／日を根拠として0.17 mg/kg 体重／日と設定され、ARfDはシアゾファミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、設定する必要がないと判断されました。いずれも前版からの変更はございませんでした。

また、記載のございますとおり、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

以上でございます。シアゾファミドについて、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちシアゾファミドのADIを0.17 mg/kg 体重／日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 続いて、農薬「フロリルピコキサミド」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料1－3に基づいて御説明申し上げます。

右下のページで6ページを御覧ください。審議の経緯がございます。新規の農薬登録申請及びインポートトレランス設定の要請があったことを受けまして、昨年10月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。昨年12月と本年2月の農薬第四専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、5月19日の食品安全委員会において報告し、その後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

9ページを御覧ください。評価対象農薬の概要でございまして、構造式は6.に示されたとおりでございます。

次のページの8.開発の経緯に記載がございますとおり、このものはピコリナミド系の殺菌剤で、シトクロム*b*タンパク質のQiサイトに作用するというもので、植物または糸状菌の体内で脱アセチル体に代謝分解され、その分解物が特に高い殺菌活性を持つと考えられているものでございます。

食品健康影響評価ですが、82ページまでお進みください。

83ページ、次のページでございしますが、ADIにつきましては、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量9.58 mg/kg 体重/日を根拠に0.095 mg/kg 体重/日、ARfDはフロリルピコキサミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、設定する必要がないと判断されました。

また、ばく露量につきましては、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきまして、107ページに参考として添付しております。期間中に意見・情報の提出はございませんでした。

また、最後のページの108ページを御覧ください。評価書の記載の修正が2点ございます。

1つ目は、要約における「農産物、畜産物及び魚介類中」とのばく露評価対象物質に関する記載でございしますが、こちらを食品健康影響評価における審議結果の記載に合わせて「農産物及び畜産物中」との記載に修正をさせていただきたく思います。

また、2点目は、急性毒性試験の結果概要の表の様式を修正したものでございます。

評価書案につきまして、これらのとおり一部記載整備させていただきました上で、専門調査会の結果をもって、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフロリルピコキサミドのADIを0.095 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(2) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和9年度)(案)について

○祖父江委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題(令和9年度)(案)について」です。

まず、担当の私から説明いたします。

6月16日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催いたしまして、令和9年度の食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題について審議を行い、資料2のとおり案を取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をしてください。

○蟹江評価調整官 それでは、お手元の資料2に基づきまして、説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、下のページ番号の1ページ目を御覧ください。冒頭の部分に趣旨が記載されてございますので、こちらを御参照ください。

食品安全委員会は、10年先の食品安全行政のあるべき姿を想定しつつ、来る5年の間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明確にするためにロードマップを策定し、食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業を計画的かつ戦略的に推進しております。

今回取りまとめた令和9年度の優先実施課題案は、令和6年度に改正したロードマップを踏まえるとともに、これまでに採択した課題の実施状況等も勘案し、次年度に優先して実施する課題を選定したものでございます。

研究事業につきましては、今後、具体的に実施が見込まれる食品健康影響評価の内容等を踏まえ、その的確な評価を確保する観点から、特に重要と考えられる最新の科学的知見の収集・体系化及び評価方法の確立・改良を図るため、ロードマップを踏まえたI-1からI-3の3つの柱を中心に課題を優先して実施することとしております。

また、食品のリスク評価を担う若手専門家の育成を目的として、若手研究者を主任研究者とする研究課題についても一定数採択することとしております。

調査事業につきましては、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報収集等について、優先して実施する課題を取りまとめております。

まず1つ目の柱である「Ⅰ－1 振興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積」につきましては、研究事業としましては、（１）食品中の化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究を予定しております。

具体的には、①無機ヒ素のばく露と各種の疾患との関係について、既存のコホート集団を活用して評価する疫学研究を新たに実施することとし、②有機フッ素化合物（PFAS）の機序等の解明に関する研究を引き続き実施することとしております。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目の調査事業としましては、（１）農薬の再評価に係る諸外国の状況調査を引き続き実施することとし、（２）新開発食品の諸外国の状況調査を実施する予定としております。

次に、2つ目の柱である「Ⅰ－2 健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築」につきましては、研究事業としては、（１）から（３）の3つの研究を予定しております。（１）食品中の化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムに関する研究につきましては、具体的には、①食品中のヒ素等のばく露に関する毒性発現メカニズムに関する研究、②化学物質等のばく露による免疫応答や腸内細菌叢への影響等に関する研究となります。

（２）食品により媒介される微生物等の特性及びその健康影響に関する研究につきましては、食品により媒介される微生物等の動態モデル、利用可能なデータの収集等を行い、リスク評価手法の発展に資する研究となります。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目の（３）新たなアプローチによる評価方法（NAMs）の活用に関する研究につきましては、欧米等の評価書等を参考にして、NAMsの食品健康影響評価への活用に向けた研究を実施することとしております。

引き続き、3つ目の柱である「Ⅰ－3 食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備」につきましては、調査事業として、（１）効果的なリスクコミュニケーションの基盤となる食品安全に対する認知・関心の経時的な動向把握に関する調査を予定しております。現在実施している食品健康影響評価技術研究の研究結果を踏まえ、実施する調査となります。

以上がロードマップの3つの柱に基づいた課題案になります。

次に、「Ⅱ その他の研究・調査課題」を設けております。

（１）につきましては、例年設定しているものでございますが、3つの柱の研究課題以外の食品健康影響評価に関する研究について、幅広く研究者から提案を求め、その中からリスク評価に有用な研究課題がございましたら、それを採択し、研究いただくものでございます。

(2)につきましては、緊急的にかつ必要だと認められる課題等が生じた場合に、公募、入札公示を行うことを想定したものとなります。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目の「Ⅲ 食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」でございます。こちらは令和6年度から設定されたものでございますが、令和9年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次の5ページからは参考として、今年度実施中の研究課題を別表にしております。

以上が、令和9年度の優先実施課題の案でございます。本案についてお認めいただきましたら、研究課題につきましては、8月から10月にかけての公募実施に向け、手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

本件については、案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(3) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 令和8年4月から6月までの四半期における食品安全委員会の運営実績につきまして、資料3のとおり取りまとめておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○祖父江委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月28日火曜日14時から開催を予定しております。

また、22日水曜日10時から「ビスフェノールAワーキンググループ」が、22日水曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、23日木曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、来週、27日月曜日9時半から「肥料・飼料等専門調査会」が、27日月曜日14時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1031回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。